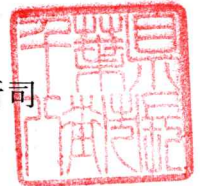


公募型プロポーザルに係る手続き開始の公告

八街市学校給食センター調理場集約化事業について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和7年11月26日

八街市長 北村 新司



1. 事業概要

(1) 事業名称

八街市学校給食センター調理場集約化事業

(2) 業務内容

八街市学校給食センター調理場集約化計画の提案・事業費の算出・事業スケジュールの作成・現場作業及び管理事業。詳細は別添「八街市学校給食センター調理場集約化事業仕様書」を参照すること。

(3) 契約期間

契約日の翌日から令和8年8月31日まで

(4) 提案上限額

148,720,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

上記の提案上限額は契約時の予定価格を示すものではなく、事業内容の規模を示すものであることに留意するとともに、提案見積書を提出する際には、上記の提案上限額を超えてはならないこと。

2. 選定スケジュール

選定スケジュールは、次のとおりとする。

公募開始の公告	令和7年11月26日（水）
質問受付期限	令和7年12月3日（水）
現地見学会	令和7年12月6日（土）、7日（日）
質問回答日	令和7年12月10日（水）
参加申込書の受付期間	令和7年12月26日（金）
企画提案書等の受付期間	令和7年12月26日（金）
第1次審査（書類審査）結果通知	令和8年1月23日（金）
第2次審査（プレゼンテーション）	令和8年1月28日（水）

第2次審査結果通知	令和8年2月6日（金）
-----------	-------------

（※1）集約化提案書提出時点で5者以上の提出があった場合は、事前に選定委員会において提出書類等を確認・選定し上位5者の受託候補者によるプレゼンテーションとする。

3. 参加資格に関する事項

この業務のプロポーザルに参加する提案者（以下「参加者」という。）は、公告日から受注候補者決定の日までの間において次の要件の全てを満たすものとする。

- （1）八街市入札参加資格者名簿の業種「物品の購入（厨房機器・浴槽設備）」「管工事」及び「委託（機器保守）」に登録がされている者。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく入札参加排除の認定に関する要領（昭和58年訓令第23号）による入札参加の資格制限に該当しない者。
- （3）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、手続開始の決定後、八街市長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。
- （4）八街市指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていない者並びに八街市暴力団排除条例（平成24年八街市条例第17号）第2条第3号の暴力団及び第9条第1項の暴力団員並びに暴力団密接関係者に該当しない者。また、警察当局から暴力団が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- （5）本公告の日から起算して前2年間に手形交換所による取引停止処分を受けていない者、又は前6か月以内に手形もしくは小切手の不渡り事故を出していない者。
- （6）本プロポーザルに係る入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

- (7) 同一人が代表者となっている法人等は、重複して参加申込みすることができない。

4. 参加申込に関する事項

(1) 提出書類及び提出部数

①、②、⑤、⑥については、正本を1部、副本を9部の計12部を提出すること。④の書類については、正本を1部、副本11部の計12部のほか電子媒体（PDF形式）1部を提出すること。その他の書類については、各13部提出すること。

① 様式1「参加申込書」

代理人が提出する場合、又は代表者以外の印を使用する場合には、八街市入札参加者の資格審査先生時の使用印鑑届兼委任状の写しを提出すること。

② 様式2「誓約書」

③ 会社概要

④ 集約化提案書（以下、「提案書」という。）

ア 提案書は、仕様書の内容を踏まえた事業実施方針を記載し、次の項目を網羅すること。

項 目	内 容
取組方針	仕様書「業務の目的」に対する取組方針
集約化提案	現状を踏まえ集約化に必要な平面図・機器等、効率的な運用が可能な計画
実施体制	業務を実施する際の体制
スケジュール	仕様書「業務の期間」内の資料作成・作業工程等
その他	その他業務遂行に必要と思われる提案

イ 提案書は、原則A4版、図面関係A3で目次を除き本文にページ数を付すこと。

ウ 提案書の用紙方向は、縦長とする。

エ 提案書は、両面印刷で作成すること。

オ 提案書は、その考え方等について、文章、表及び図等で簡潔かつ明瞭に記述すること。

力 提案書は、専門的知識を有しない者でも理解できるよう分かりやすい表
とすること。

⑤ 見積書

消費税及び地方消費税を含む総額を算用数字で記入すること。

⑥ 経費内訳書

⑦ 様式3「関連業務実績」

※厨房設備納入実績等

関連業務実績の証明として契約書の写しを提出する場合は、契約書の表面
(契約者が証明できる部分) 及び仕様書等のみとし、約款等が記載されて
いる部分の提出は不要とする。なお、関連業務とは、過去5年間(令和2年
11月から令和7年10月まで)における自治体から発注された業務とする。

(2) 受付期間

提出書類①～⑦：令和7年12月26日(金)

(3) 提出方法

提出書類は、事前に電話連絡の上、提出先まで直接持参、もしくは郵送
により提出すること。なお、直接持参する場合の受付時間は、平日の午前8
時30分から午後4時00分までとする。郵送する場合は、期限を過ぎたも
のは受け付けない。(期限必着)

(4) 提出先

八街市教育部学校給食センター(八街市学校給食センター内)

〒289-1113 千葉県八街市八街へ199番地1060

電話：043-444-1181

(5) 提案のための費用負担

提案にかかる費用は、全て提案者の負担とする。

(6) 提案書の提出辞退

提案の辞退は自由であり、以後、辞退により事業者が不利益な扱いを受け
ることはない。なお、提案を辞退する場合には、様式5「プロポーザル辞退
届」を提出するものとする。

(7) 市からの質疑照会

提出のあった提案書等の内容について審査の過程で疑義が生じた場合は、

後日、必要に応じて市から疑義事項の照会を行う。

(8) 提案書等の取り扱い

- ① 提案書等の提出後の提案書等に記載された内容の追加及び変更は原則として認めない。
- ② 提出された提案書等は、一切返却しない。
- ③ 提出された提案書等は、審査の過程で必要に応じて複製する場合がある。
- ④ 提出された提案書等は、営業上の秘密に該当する部分が含まれていることが考えられることから、原則公開しないものとするが、八街市公文書公開条例（平成12年条例第1号）の対象行政情報となるため、公文書公開請求や公文書公開請求訴訟のいかんによっては、公開される可能性がある。したがって、企業秘密等、公開されることにより事業者が不利益を被る恐れがある情報については、極力含まないようにするか、マル秘マークを付加する等、適切な措置を講ずること。

5. 質問及び回答

(1) 質問書の提出

質問がある場合は、様式6「質問書」により提出すること。

① 提出期限

令和7年12月3日（水）

② 提出方法

担当部署メールアドレス宛に電子メールに添付して提出すること。

なお、メール件名の先頭には【八街市学校給食センター調理場集約化事業質問書】を付加すること。また、やむを得ない状況により、電子メールによる提出ができない場合は、FAXもしくは持参での提出も可とする。電子メールの送信、又はFAXの送付後は、電話による確認連絡を行うこと。

(2) 質問に対する回答

質問書に対する回答は令和7年12月10日（水）までに電子メールにて全質問者に対し、回答する。（回答は、閉庁日及び勤務時間外には行わない。）

なお、質問に対する回答は、要綱及びその他配布された提供資料に追加、又は修正と見なす。

6. 現地見学会

希望する参加資格者に対して、本業務に現地見学会を次のとおり行う。
なお、申し込みについては、様式7「現地見学会参加申込書」に必要事項を記入し、担当課の電子メール宛に送信すること。

申し込み期限：令和7年12月3日（水）16時まで

申し込みのあった希望者に対しては、調整のうえ指定日時を通知する。

- (1) 期 間：令和7年12月6日（土）、令和7年12月7日（日）
- (2) 場 所：八街市学校給食センター（八街市八街へ199番地1060）
- (3) 日 時：申し込み状況に応じて決定し、電子メールで通知する。
- (4) 参加人数：希望ごとの参加人数は原則、5名以内とする。
- (5) そ の 他
 - ・施設見学は4時間以内とする。
 - ・施設内の見学には、事前の細菌検査が陰性判定であること、白衣及び内履き、マスクを着用することを要する。

7. 審査方法

庁内に「八街市学校給食センター調理場集約化事業公募型プロポーザル選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）を設置し、次の第1次審査、第2次審査により受託候補者を選定する。

(1) 第1次審査（書類審査）

選定委員会において、提出書類等を確認・選定し、上位5者の受託候補者を選定する。なお、参加者が5者未満の場合は、第1次審査は実施せず、すべての参加者を第1次審査通過者として扱う。

① 審査方法

選定委員会において、別に定める「八街市学校給食センター調理場集約化事業審査基準」（以下、「基準表」という。）に基づき審査するものとする。

(2) 第2次審査（提案プレゼンテーション及びヒアリング）

第1次審査にて選定された者は、提案説明書を基にプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

（第2次審査予定）

①日時：令和8年1月28日（水）

②場所：八街市学校給食センター会議室

八街市八街へ199番地1060

③人数：4名以内

④プレゼンテーション時間

参加者からの説明時間 20分以内

八街市からの質問時間 10分以内

8. 契約方法

(1) 提出された提案書、提案プレゼンテーションの内容に基づき、八街市と受託候補者にて設計書及び契約内容の協議を経て、随意契約により契約を締結する。

優先交渉権者との協議において双方が合意に至らなかった場合には、次点候補者との協議を行うものとする。

(2) 契約手続きは、八街市財務規則等に定めるところにより行う。なお、契約締結後において参加者に本提案における失格事由（「3 参加資格に関する事項」に掲げる一つでも満たさないこととなる事由をいう。）、不正又は虚偽記載と認められる行為が判明した場合は、八街市は契約を解除できるものとする。

9. 企画提案書等における言語、通貨及び単位

① 言語 日本語

② 通貨 日本国通貨

③ 単位 日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位

10. その他

プロポーザル手続きの詳細は、「八街市学校給食センター調理場集約化事業公募型プロポーザル実施要綱」による。

1 1. 担当部署

- (1) 担当部署：八街市教育部学校給食センター
- (2) 担 当 係：管理係
- (3) 所 在 地：〒289-1113 千葉県八街市八街へ 199 番地 1060
- (4) 連 絡 先：（電話） 0 4 3 - 4 4 4 - 1 1 8 1
 （FAX） 0 4 3 - 4 4 4 - 7 0 6 9
- (5) 電子メール：kyushoku@city.yachimata.lg.jp